

【取組例①】

数社の輪番で休日を設定する場合の例

- ・ 所定休日を変更し、複数の企業の所定休日を輪番で設定する取組です。
- ・ この取組により、各企業の合計でみた場合、週単位での電力需要が平準化され、平日の電力消費のピークの低減につながります。
- ・ 同業種や、同一地域の複数の企業等で協調して節電に取り組む場合に有効な方法です。

7月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

8月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

9月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

 A社休日
(月・木曜日)

 B社休日
(火・金曜日)

 C社休日
(水・土曜日)

【取組例②】 7～9月の週休日を増やし、他の月の週休日を減らす場合の例

- ・ 変形労働時間制（対象期間7～12月）を活用し、週休日の日数の増減を行う取組です。
- ・ 操業日数の調整を行いやすい業種などで節電に取り組む場合に有効な方法です。

7月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	32
8	9	10	11	12	13	14	32
15	16	17	18	19	20	21	32
22	23	24	25	26	27	28	32
29	30	31					

8月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	32
5	6	7	8	9	10	11	32
12	13	14	15	16	17	18	32
19	20	21	22	23	24	25	32
26	27	28	29	30	31		

9月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
						1	32
2	3	4	5	6	7	8	32
9	10	11	12	13	14	15	32
16	17	18	19	20	21	22	40
23	24	25	26	27	28	29	40
30							

10月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
	1	2	3	4	5	6	48
7	8	9	10	11	12	13	40
14	15	16	17	18	19	20	48
21	22	23	24	25	26	27	40
28	29	30	31				

11月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3	48
4	5	6	7	8	9	10	40
11	12	13	14	15	16	17	48
18	19	20	21	22	23	24	40
25	26	27	28	29	30		

12月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
						1	48
2	3	4	5	6	7	8	40
9	10	11	12	13	14	15	48
16	17	18	19	20	21	22	40
23	24	25	26	27	28	29	40
30	31						

月	暦日	休日日数	労働日数	労働時間
7月	31	13	18	144
8月	31	13	18	144
9月	30	12	18	144
10月	31	6	25	200
11月	30	6	24	192
12月	31	9	22	176
計	184日	59日	125日	1000時間

※上の例では、平日の電力需要の節減の観点から、7、8月を中心として、平日に所定休日を設定しています。

休日と、労働日ごとの所定労働時間
 休日  8時間

※連続労働日数の限度は6日です。
 ※カレンダー右横の数字は、日曜～土曜の労働時間数の合計です。

【取組例③】 8月に連続休暇を設定し、他の月の週休日を減らす場合の例

- ・変形労働時間制(対象期間7月～12月)を活用し、週休日を振り替えて、連続休暇を設定する取組です。
- ・夏季に長期の一斉休業が可能な事業場などで節電に取り組む場合に有効な方法です。

7月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	40
8	9	10	11	12	13	14	40
15	16	17	18	19	20	21	40
22	23	24	25	26	27	28	40
29	30	31					

8月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	40
5	6	7	8	9	10	11	40
12	13	14	15	16	17	18	40
19	20	21	22	23	24	25	0
26	27	28	29	30	31		

9月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
						1	0
2	3	4	5	6	7	8	40
9	10	11	12	13	14	15	40
16	17	18	19	20	21	22	40
23	24	25	26	27	28	29	40
30							

10月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
	1	2	3	4	5	6	48
7	8	9	10	11	12	13	40
14	15	16	17	18	19	20	48
21	22	23	24	25	26	27	40
28	29	30	31				

11月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3	40
4	5	6	7	8	9	10	40
11	12	13	14	15	16	17	48
18	19	20	21	22	23	24	40
25	26	27	28	29	30		

12月							労働時間
日	月	火	水	木	金	土	
						1	48
2	3	4	5	6	7	8	40
9	10	11	12	13	14	15	48
16	17	18	19	20	21	22	40
23	24	25	26	27	28	29	40
30	31						

※上の例では、平日の電力需要の節減の観点から、8月に連続休暇を設定しています。

休日と、労働日ごとの所定労働時間
 休日 8時間

※連続労働日数の限度は6日です。
 ※カレンダー右横の数字は、日曜～土曜の労働時間数の合計です。

月	暦日	休日日数	労働日数	労働時間
7月	31	9	22	176
8月	31	18	13	104
9月	30	10	20	160
10月	31	6	25	200
11月	30	7	23	184
12月	31	9	22	176
計	184日	59日	125日	1000時間

※取組例②及び取組例③の場合の規定の仕方(例)

<就業規則規定例>

第〇条 労働者代表と1年単位の変形労働時間制に関する労使協定を締結した場合、当該協定の適用を受ける労働者について、1週間の所定労働時間は、対象期間を平均して1週間当たり40時間を超えないものとする。

2 1日の始業・終業の時刻、休憩時間は、次のとおりとする。

始業＝午前8時30分、終業＝午後5時30分、休憩＝正午から午後1時

<変形労働時間制に関する労使協定例>

(勤務時間)

第1条 平成24年7月1日から同年12月31日までの期間における、所定労働時間は、同期間(6か月間)を対象期間とする変形労働時間制によるものとし、同期間(6か月)を平均して週40時間を超えないものとする。

2 1日の所定労働時間は8時間とし、始業・終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。

始業＝午前8時30分、終業＝午後5時30分、休憩＝正午から午後1時

(起算日)

第2条 変形期間の起算日は平成24年7月1日とする。

(休日)

第3条 労働日及び所定休日は、別紙年間カレンダーのとおりとする。

(時間外手当)

第4条 会社は、第1条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合は、就業規則に定める時間外手当を支払う。

(対象となる労働者の範囲)

第5条 本協定による変形労働時間制は、次のいずれかに該当する者を除き、全労働者に適用する。

- 一 18歳未満の年少者
- 二 妊娠中または産後1年を経過しない女性労働者のうち、本制度の適用免除を申し出た者
- 三 育児や介護を行う者、職業訓練または教育を受ける者その他特別の配慮を要する者に該当する者のうち、本制度の適用免除を申し出た者

(特定期間)

第6条 特定期間は定めないものとする。(注:「特定期間」とは、特に業務が繁忙な期間をいいます。)

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は平成24年7月1日から同年12月31日までの6か月間とする。